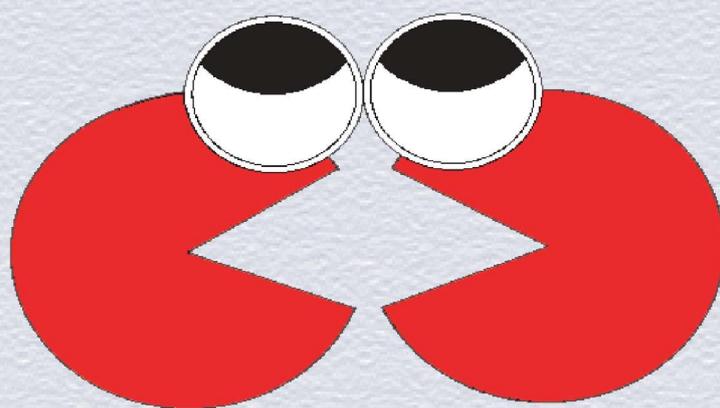


蟹江町 第9次高齢者保健福祉計画及び 第8期介護保険事業計画

(令和3年度～令和5年度)



いつまでも、元気に、心豊かに
安心して暮らすまちをめざして
～地域共生社会の実現へ～

令和3年3月
蟹江町

計画の策定の背景と目的

我が国において、65歳以上の人口は、「団塊の世代」が65歳以上となった平成27年（2015年）に3,387万人となり、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年（2025年）には3,677万人に達すると見込まれています。その後も65歳以上の人口は増加傾向が続き、令和24年（2042年）に3,935万人でピークを迎え、以後は減少に転じると推計されています。

蟹江町では、高齢者福祉に関する施策を総合的に推進するため、3年を1期とする「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定しています。令和2年度には、第8次高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画の計画期間（平成30年度～令和2年度）が終了することから、国や愛知県の動向を踏まえつつ施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代が75歳以上になる令和7年（2025年）を見据え、本格的な超高齢社会に対応できる「地域包括ケアシステム」を構築、深化、推進します。

計画の期間

本計画における計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間と定めます。また、団塊の世代が75歳以上となる令和7年度（2025年度）を見据え、中長期的な視点から施策の展開を図ります。

| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------------|-------|-------|
| 第7期計画 | | | 第8期計画 | | | 令和7年度を見据えた計画の策定 | | |
| | | | | | | 第9期計画 | | |

基本理念

本計画は、高齢者に関する専門的・個別的な領域を担うとともに、前計画の基本的考え方や趣旨を今後も踏襲し、地域包括ケアシステムの実現に向けた施策および事業を積極的に展開していくため、本計画の基本理念を「いつまでも、元気に、心豊かに安心して暮らすまちをめざして～地域共生社会の実現へ～」とします。

蟹江町の現状

本町の総人口は、ほぼ横ばいとなっており、令和2年に37,551人となっています。一方で高齢者人口は微増を続け、高齢化率も緩やかに増加しており、令和2年に25.3%となっています。また、第8期計画期間中（令和3年度～令和5年度）も増加し、令和7年度には9,600人を上回る見込みとなっています。



資料：平成30年度～令和2年度の実績は住民基本台帳（各年9月30日現在）
令和3年度からはコーホート変化率法で推計

本町の要支援・要介護認定者数は増加傾向となっており、令和2年で1,508人となっています。介護度別で見ると、要支援2の伸びが最も大きく、次いで、要支援1が大きくなっています。また、第8期計画期間中（令和3年度～令和5年度）で1,600人、令和7年度には1,700人を上回る見込みとなっています。



資料：平成30年度～令和2年度の実績は介護保険事業状況報告月報（各年10月1日現在）
令和3年度からは認定率の傾向から認定者数を推計

施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

いつまでも、元気に、心豊かに安心して暮らすまちをめざして
地域共生社会の実現へ

1 地域で高齢者を
支え合う体制づ
くりの推進

(1) 地域包括支援センターの機能強化

(2) 地域包括ケア体制の充実

(3) 保健・医療・福祉との連携

2 健康づくりと社
会参加・生きが
いづくりの推進

(1) 健康づくりと介護予防の充実

(2) 社会参加と生きがいづくりの推進

3 認知症施策の
推進

(1) 認知症の早期発見・初期支援

(2) 地域で認知症高齢者を支えるための
体制づくり

4 安心して住み慣
れた地域で暮ら
すための支援の
充実

(1) 生活支援の充実

(2) 高齢者の権利擁護と虐待防止の推進

(3) 家族介護者への支援の充実

(4) 住宅の整備と暮らしやすいまちづくり

5 きめ細やかな介
護保険サービスの
充実

(1) 居宅サービス

(2) 施設サービス

(3) 地域密着型サービス

(4) 介護サービスの質的向上の促進

(5) 事業者への支援

(6) 介護保険事業の運営

計画の内容

基本目標1 地域で高齢者を支え合う体制づくりの推進

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターの機能強化及び地域や関係機関との連携を強化し、また、民生児童委員への情報提供・交換を密に行うことで体制の強化を図ります。

(2) 地域包括ケア体制の充実

地域包括ケアシステムの構築には、地域のあらゆる主体との連携と協力が不可欠であることから、地域包括支援センターを拠点に、自治会や民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア団体、NPO等の関係機関による各種ネットワークを構築し、地域福祉活動の活発化を図ります。



(3) 保健・医療・福祉との連携

医療と介護の連携を推進するとともに在宅医療ニーズに適切に対応できる体制を推進します。また、支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で生活を継続していけるよう、医療、介護、福祉を含めたさまざまなサービスを、日常生活の場で継続的、包括的に提供できるよう連携を推進していきます。

基本目標2 健康づくりと社会参加・生きがいづくりの推進

(1) 健康づくりと介護予防の充実

地域住民が主体的に健康づくりを行えるよう、環境整備を図り、生活習慣病の予防や閉じこもりがちな町民の社会的孤立感の解消、自立生活の助長を通じて認知症や寝たきりを予防し、健康寿命の延伸を図ります。

(2) 社会参加と生きがいづくりの推進

高齢者が生きがいをもって社会参加できる場として、シルバー人材センターがあります。シルバー人材センターが行う会員組織活動の強化、受注の拡大、技能講習の充実等の活動を支援します。



基本目標3 認知症施策の推進

(1) 認知症の早期発見・初期支援

認知症に対する理解が地域全体に広まるよう、あらゆる機会を活用し認知症に関する知識の普及啓発の推進を図り、認知症高齢者の尊厳が守られ、安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

(2) 地域で認知症高齢者を支えるための体制づくり

認知症高齢者の増加が予測される中、早期発見、早期対応につなげるため、認知症初期集中支援事業や地域での認知症サポーターを活用した地域のネットワークの強化に取り組みます。



基本目標4 安心して住み慣れた地域で暮らすための支援の充実

(1) 生活支援の充実

住民主体の多様な助け合いや高齢者のネットワークづくりを推進することに加え、配食サービスや緊急通報用機器の設置など、きめ細やかな生活支援事業の充実により、高齢者が住み慣れた地域で孤立することのなく継続して安心した生活を営むことができる社会づくりを目指します。

(2) 高齢者の権利擁護と虐待防止の推進

高齢者が要介護状態になった場合でも、尊厳をもって生活できるように、警察や弁護士等他機関とも連携しながら、高齢者に対する人権尊重の意識啓発や虐待の発見・相談体制の強化等の取り組みを推進します。

(3) 家族介護者への支援の充実

介護家族の負担を補い、要支援者・要介護者とその家族が安心して日常生活を送ることができるように環境を整えていきます。在宅介護サービス、施設介護サービスの充実を図るとともに、介護に関する情報提供や相談体制を強化し、介護離職ゼロを目指します。

(4) 住宅の整備と暮らしやすいまちづくり

公共施設のバリアフリー化を推進し、福祉の観点から施設の点検・整備を行うとともに、新たな施設整備においてはユニバーサルデザインの適用に努めます。

基本目標5 きめ細やかな介護保険サービスの充実

(1) 居宅サービス

介護保険制度における要介護認定者が、たとえ介護が必要になっても可能な限り在宅で生活を送れるよう、個々の状況に応じた適切なケアマネジメントの推進と、それに基づく居宅サービスの利用促進に努めます。



(2) 施設サービス

可能な限り居宅での介護保険サービスの利用を推進する中で、居宅での生活が困難な人に対して、必要な施設サービスを提供します。

(3) 地域密着型サービス

介護保険サービス事業者に対する指導・監査、並びに地域密着型サービス事業者に対する集団指導、実地指導を定期的に行い、サービスの質を高めます。

(4) 介護サービスの質的向上の促進

サービスやケアの質を確保しながら必要なサービス提供が行えるようにするため、業務の効率化及び質の向上に取り組むとともに、介護職に従事する方々の離職防止・定着促進のための働きやすい環境の整備に取り組みます。



(5) 事業者への支援

介護人材のすそ野の拡大、介護現場の労働環境・処遇の改善に向け、県と連携し、介護の仕事の魅力の向上、ICT等を活用した業務効率化を推進します。

(6) 介護保険事業の運営

サービスを必要とするすべての高齢者に必要なサービスが提供され、住み慣れた地域で自立した生活を可能な限り継続できるようにするため、サービスの利用状況を踏まえるとともに、要介護認定者の増加に対応した、サービス供給体制の整備を進めていきます。

第 1 号被保険者の保険料

各所得段階別の保険料は、以下の通りです。

保 険 料

第 8 期保険料基準月額

5, 7 0 0 円

| 所得段階 | 所得等の条件 | 基準額に対する割合 | 保険料年額 |
|---------|---|-----------|---------|
| 第 1 段階 | ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税 ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下 | 0.50 | 34,200 |
| 第 2 段階 | ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円未満 | 0.70 | 47,880 |
| 第 3 段階 | ・世帯全員が市町村民税非課税で、第 2 段階に該当しない | 0.75 | 51,300 |
| 第 4 段階 | ・本人が市町村民税非課税で、同じ世帯に市町村民税課税者があり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下 | 0.85 | 58,140 |
| 第 5 段階 | ・本人が市町村民税非課税で、同じ世帯に市町村民税課税者があり、第 4 段階に該当しない | 1.00 | 68,400 |
| 第 6 段階 | ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満 | 1.20 | 82,080 |
| 第 7 段階 | ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満 | 1.25 | 85,500 |
| 第 8 段階 | ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満 | 1.45 | 99,180 |
| 第 9 段階 | ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 320 万円以上 500 万円未満 | 1.65 | 112,860 |
| 第 10 段階 | ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 500 万円以上 1,000 万円未満 | 1.75 | 119,700 |
| 第 11 段階 | ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上 | 1.90 | 129,960 |

※平成 30 年度税制改正に伴う介護保険制度における所得指標の見直しにより、第 1～5 段階では合計所得金額に給与所得が含まれている場合、第 6～11 段階では合計所得金額の給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合、合計所得金額から最大で 10 万円控除した金額により、所得段階を決定します。

蟹江町

第 9 次高齢者保健福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画
(令和 3 年度～令和 5 年度) 概要版

発行年月：令和 3 年 3 月

編集・発行：蟹江町民生部介護支援課

〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目 1 番地

電話：0567-95-1111 (代表)